

## 川崎市認定こども園の認定、認可、運営の条件等に係る取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園に係る、法第3条第1項及び第3項に基づく認定、法第17条第1項に基づく認可及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条第1項の確認を受けて行う運営について、川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年川崎市条例第34号。以下「認可基準条例」という。）、川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年川崎市条例第14号。以下「認定要件条例」という。）、川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年川崎市条例第36号。以下「運営基準条例」という。）、その他の関係法令に定めるもののほか必要な事項を定めるとともに、その設備及び運営の内容を向上させ、もって児童の心身の健全な育成を図るために、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱で使用する用語の定義は、法、支援法、認可基準条例、認定要件条例及び運営基準条例で使用する用語の例による。

### (利用定員)

第3条 認定こども園における利用定員数及びその歳児別内訳は、施設の規模や当該地域の教育・保育需要等を考慮して、施設設置者と市が協議の上、支援法等に定めるところにより、決定するものとする。

- 2 教育・保育の実施にあたっては、利用定員数及びその歳児別内訳に従って行うことを基本とし、認可基準条例及び認定要件条例に定める設備及び職員配置の基準等に反しない範囲において、運営基準条例第22条ただし書に定めるところにより、定員の弾力化を図ることができるものとする。
- 3 次の各号に該当する場合には利用定員数の増員の見直しを行うこととする。
  - (1) 教育標準時間認定に係る園児数が、次年度において定員を上回ることがあらかじめ見込まれる場合又は、連続する過去5年度間常に定員を超え、かつ、各年度の年間平均在園率が120%以上となる場合
  - (2) 保育認定に係る園児数が定員の弾力化の結果、単年度で概ね125%を超える場合又は、連続する過去5年度間常に定員を超え、かつ、各年度の年間平均在園率が120%以上となる場合
- 4 利用定員数の変更にあたっては、支援法等に定めるところによるほか、事前協議を要す

るものとし、原則、変更希望年度の前年度の8月までに行うものとする。

(受入年齢)

第4条 幼稚園型認定こども園以外の認定こども園における、保育認定子どもの受入年齢は生後5か月からを原則とする。ただし、この要綱の施行日前に設置された認定こども園にあっては、なお従前からの受入年齢によるものとし、施設設置者の申請により、本市との協議の上、生後43日目から5か月未満までの受入れを行うこと、又は受入年齢を生後5か月より後とすることができる。

2 幼稚園型認定こども園における、保育認定子どもの受入年齢は3歳児からを原則とする。ただし、施設設置者の申請により、本市との協議の上、3歳未満の保育認定子どもの受入れを行うことができるものとする。

3 前2項の規定において、受入年齢の変更は、事前に本市との協議を要するものとし、原則、変更希望年度の前年度の8月までに、当該施設の利用申込状況や当該地域の受入年齢の均衡等を考慮して行うものとする。

(施設設備の基準等)

第5条 認可基準条例第7条に規定する園舎及び認定要件条例第3条第6号に規定する建物については、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条に定める建築確認を受けたものでなければならない。

2 園舎及び建物の延床面積の算定にあたっては、園舎のための電気設備及び空調設備のための施設の床面積は含むものとし、園庭、地下駐車場等の面積は除く。

3 認可基準条例第7条に規定する園庭及び認定要件条例第3条第6号ウに規定する屋外遊技場は、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 園児の状況について職員が常に確認できること。

(2) 危険な傾斜や段差がないこと。

(3) 屋外であること。ただし、屋内施設であって四方のうち少なくとも一方向が常に開放されている等、採光、通風等の状況から屋外と同じような状況と認められるものである場合は園庭とみなすことができる。

(4) 次の設備が設置された敷地は、園庭に含めないものとする。

ア 園児が立ち入ることのできない花壇等の植栽部分

イ プール

ウ 園舎裏等の狭隘な敷地

4 認可基準条例第8条第3項及び第4項、並びに認定要件条例第3条第6号オ(イ)に規定する「必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備」とは、再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等とする。

- 5 認可基準条例第8条第6項及び認定要件条例第3条第6号イに規定する遊戯室の面積は、90平方メートル以上を確保することとする。
- 6 認定要件条例第3条第6号アに規定する建物等は、次の各号に掲げる要件を満たす場合、同一の又は隣接する敷地内にあることを要しない。
  - (1) 当該建物等が移動時間片道おおむね10分以内の距離に位置し、認定こども園としての一体的な教育又は保育の提供が可能なこと。
  - (2) 当該建物等が前号に掲げる距離に位置する場合、次のア又はイのいずれかに該当するものであること。
    - ア 徒歩で移動する場合は、横断歩道、ガードレール等が設置され、また、子どもの移動の際に複数の職員を配置する等子どもの移動時の安全が確保されていること。
    - イ 専用のバス等で移動する場合は、安全な乗降場所が確保され、また、子どもの移動の際に運転手とは別に保育に従事する職員を配置する等子どもの移動時の安全が確保されていること。
- 7 認定要件条例第3条第6号ウに規定する屋外遊技場について、建物と同一の又は隣接する敷地の外にある適当な場所に代える場合は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。
  - (1) 当該屋外遊戯場の形状、設備等に危険性がなく、子どもが安全に利用できる場所であること。
  - (2) 共通利用時間において、日常的に利用が可能な場所であること。
  - (3) 当該認定こども園から乳幼児同伴で徒歩10分程度の距離にあること。

#### (職員配置)

- 第6条 認可基準条例第6条第3項及び認定要件条例第3条第4号に規定する教育及び保育に直接従事する者（以下「教育及び保育従事者」という。）の数については、園児の数を年齢区分ごとの配置基準で除して小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで求め、各々を合計した後小数点以下を四捨五入したものの合計以上の人数が、常勤職員として確保しなければならない。ただし、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について（平成28年8月23日付府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号。以下「留意事項通知」という。）に基づき、3歳児について、職員配置基準の改善を行う場合は、15人につき1人の配置として換算し、満3歳児の対応に係る教育及び保育従事者の加配を行う場合には、6人につき1人の配置として換算するものとする。
- 2 教育及び保育従事者の数は、前項に規定するもののほか、保育認定に係る利用定員が90人以下の場合に1人、保育標準時間認定を受けた子どもが利用する場合に1人、及び主幹保育教諭等を専任化させるための代替要員を2人、留意事項通知に定める常勤換算にて配置するものとする。

- 3 すべての学級に専任の学級担任を配置できるよう、教育標準時間認定及び3歳以上の保育認定の子どもに係る利用定員が36人以上300人以下の場合に、教育及び保育従事者を1名、留意事項通知に定める常勤換算にて配置するよう努めるものとする。また、前2項において規定する保育教諭等の数を超えて、保育教諭等を留意事項通知に定める認定こども園教育標準時間認定に係るチーム保育加配加算の利用定員区分ごとの上限人数を配置するよう努めるものとする。
- 4 前3項に加えて、休憩休息要員として、保育認定の園児数で算出した保育教諭の数を4で除して、小数点以下切上げとした人数の保育教諭に加え、年休代替要員として1人を、常勤にて配置するよう努めるものとする。
- 5 認可基準条例附則第8項、第10項、及び第11項並びに認定要件条例附則第6項に規定する市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者は、認定こども園、保育所等で保育業務に従事した期間が常勤で1年以上ある者、家庭的保育者及び子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者とする。
- 6 保育認定子どもに給食の提供を行う場合にあつては、保育認定に係る利用定員（当該給食提供の対象となる子どもに限る。次項において同じ。）の区分に応じて、40人定員以下の認定こども園において調理員1人、41人定員以上の認定こども園において、調理員2人を常勤にて配置するものとする。なお、調理業務を全部委託する認定こども園にあつても、委託業務を行う上で、本基準を下回らないようにするものとする。
- 7 前項に規定するもののほか、保育認定子どもに係る利用定員の区分に応じて、61人定員以上150人定員以下について調理員1人、151人定員以上240人定員未満について調理員2人、240人定員以上については3人の調理員を常勤にて配置するよう努めるものとする。なお、調理業務を全部委託する認定こども園にあつても、委託業務を行う上で、本基準を下回らないように努めるものとする。
- 8 保育認定子どもに係る嘱託医については、川崎市医師会から推薦を受けた医師とする。
- 9 法第14条第1項及び第2項並びに認可基準条例第6条第1項から第5項までの各号に規定する者のほか、保健師、看護師又は准看護師及び栄養士を1人以上、常勤にて配置するよう努めるものとする。この場合において、乳児4人以上が利用する場合は第1項に規定する教育及び保育従事者の数に、それ以外の場合においては第5項に規定する教育及び保育従事者の数に、保健師又は看護師（学級を担任する者を除く）を1人まで、第6項及び第7項の調理員の数に、栄養士を人数分まで、含められるものとし、調理業務を全部委託する場合にあつても、委託業務を行う上で、同様の取扱いとする。

（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における職員の資格等）

第7条 認定要件条例第3条第5号イただし書に規定する学級担任は、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて学級担任を幼稚園教諭免許状を有する者とするのが困難であるときは、保育士登録を受けている者であつて、児

童福祉施設等における保育の実務経験が1年以上であり、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められる者を、学級担任とすることができる。ただし、当該施設の全学級担任数の3分の1を超えることはできない。

- 2 認定要件条例第3条第5号イただし書に規定する満3歳以上の子どものうち「教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者」は、当該施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、かつ当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を、保育士登録を受けている者とするのが困難であるときは、幼稚園教諭免許状を有する者であって、幼稚園における教育の実務経験等が1年以上であり、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められる者を、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者とするることができる。ただし、当該施設の全当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者の数の3分の2を超えることはできない。
- 3 前2項の規定により学級担任並びに教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を置く場合においても、必要な資格を有する職員を置くように努めなければならない。
- 4 次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす認定こども園の長を認定こども園に一人置かなければならない。
  - (1) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第20条、第21条又は第22条に規定する校長の資格を有する者
  - (2) 児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等の能力を有すると認められる者
- 5 認定こども園の長は、前項に掲げる資格要件のほか、従事する認定こども園の教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有しなければならない。

（保育認定における開所時間及び土曜保育の取扱）

第8条 認可基準条例第10条第2項及び認定要件条例第3条第10号イに規定する開所時間は、7時から18時まで、又は7時30分から18時30分までとする。

- 2 保育認定における土曜保育については、1人でも利用希望がある場合は、開園するものとし、利用希望がない場合は、開園しないことができる。
- 3 幼稚園型認定こども園については、市と協議の上、土曜日を開園しないことができる。
- 4 第2項に基づき土曜保育を実施する認定こども園は、あらかじめ、利用者と十分な連絡調整を行い、その円滑な実施が図られるように努めるものとする。

（保育認定における教育・保育時間及びならし保育の取扱）

第9条 認定こども園における保育認定に係る中心と定める教育・保育時間（以下「コアタイム」という。）は、8時30分から16時30まで、又は9時から17時までとする。

- 2 認可基準条例第10条第3項第3号及び第4項、認定要件条例第3条第10号イに規定する教育・保育時間の設定については、各福祉事務所長が認定した保育必要量に基づき、

保育標準時間認定の場合は前条第1項の開所時間の範囲内で、保育短時間認定の場合は前項のコアタイムの範囲内で設定するものとする。

- 3 ならし保育中の教育・保育時間については、子どもが認定こども園の生活に慣れるまでの間、本来の保育時間を短縮できるものとし、保護者の就労環境等も考慮の上、必要以上に実施期間が長くないよう配慮するものとする。

#### (障害児保育)

第10条 本市の認定こども園における、保育認定に係る障害児の受入れは、全施設で実施するものとする。

- 2 保育認定に係る障害児の受入れの可否は、嘱託医による入園前健康診断と川崎市保育所入所児童等健康管理委員会（以下「健康管理委員会」という。）の審査の結果を踏まえ、各福祉事務所長が決定するものとする。
- 3 保育認定に係る障害児の受入れに当たり、通常の職員体制では、受入れが困難な場合には、職員の加配を行うものとする。

#### (子どもの健康診断等)

第11条 認定こども園は、子どもの心身の状態に応じて保育をするため、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時に、把握をするものとする。

- 2 教育標準時間認定の子どもに係る健康診断については、次の各号に掲げる施設の区分に応じて行うこととする。

(1) 幼保連携型認定こども園 入園時及び年2回、うち1回は6月末までに行うことを原則とする。

(2) 幼保連携型以外の認定こども園 年1回、6月末までに行う。

- 3 保育認定の子どもに係る健康診断については、次の各号の基準により行う。

(1) 入園時の健康診断は、入園前に実施し、対象となる全ての子どもが受診するものとする。

(2) 定期の健康診断は、0・1歳児については2か月に1回、2歳以上児については4か月に1回行うものとする。

- 4 前3項に規定するもののほか、年1回、歯科健康診査を実施するものとする。

- 5 認定こども園の設置者は、当該児童福祉施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めることとする。また、保育認定の子どもについては、感染症等の発生に伴う出席停止状況について、毎月、嘱託医に報告をし、教育標準時間認定の子どもについても学校医等に連絡してその指示に従うとともに、必要に応じて、保健所や市にも連絡の上、その指示に従うものとし、保護者や職員にも、その状況を連絡し、協力を求めるものとする。

- 6 投薬は原則、行わないものとする。なお、保育認定に係る子どもについては、健康管理委員会において、医学上、必要と認められた場合に限り、抗けいれん剤やエピペン等の投薬を実施できるものとする。
- 7 認定子ども園内における乳幼児突然死症候群の予防のため、子どもの睡眠中は、職員が必ず在室するようにし、子どもは仰向けに寝かせ、呼吸状態を定期的にチェックする等、必要な措置を講じるものとする。

(職員の健康診断等)

- 第12条 認定子ども園に勤務する職員については、法第27条に定めるところにより、雇入時及び定期に健康診断を実施することとする。なお、職員の健康診断の実施については、幼保連携型認定子ども園及び保育所型認定子ども園においては川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「児童福祉条例」という。）第15条第4項の規定を、幼稚園型認定子ども園においては学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第15条、地方裁量型認定子ども園においては川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例第18条の規定をそれぞれ準用するものとする。
- 2 調理・調乳等に従事する全ての職員については、毎月、検便を行い、異常がないことを確認するものとする。

(給食の提供)

- 第13条 認定子ども園における保育認定子どもに係る給食は、主食及び副食を提供するものとし、教育標準時間認定子どもに係る給食の提供の有無及び提供する場合の提供方法については、各認定子ども園の任意とする。
- 2 給食を提供するときは、児童福祉条例第14条第2項の規定を準用し、その発育状況、アレルギー、健康状況等を考慮して、離乳食、除去食、配慮食等の対応をできる限り行うものとする。
  - 3 保育認定の子どもに対する除去食の提供に当たっては、健康管理委員会において、医学上、必要と認められた者について行うものとし、誤食等の事故防止に努めるものとする。
  - 4 保育認定の子どもに対する自園調理の給食の提供を行う場合は、献立を作成するに当たり、本市から提供する統一献立を参考とするものとする。
  - 5 給食等の提供に当たっては、必ず、事前に検食を実施しなければならない。
  - 6 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画を定め、当該計画に基づき食事を提供するよう努めるものとする。
  - 7 認可基準条例第8条第3項及び認定要件条例第3条第6号オの規定に基づき、当該認定子ども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定子ども園外で調理し搬入する方法により行う場合、次の各号に掲げる要件を満たすことを、当該調理業

務を受託する者（以下「受託者」という。）との契約書及び計画書等により明らかにしなければならない。

- (1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面や栄養面等業務上必要な注意を果たすことができる体制及び受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 受託者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等に配慮し、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- (4) 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養管理など、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

#### （事故の連絡及び報告）

第14条 運営基準条例第32条第2項の規定に基づく市への連絡及び報告は、医療機関へ受診となった場合等、特に市に連絡及び報告を要すると判断されるものについて行うものとする。

#### （防犯対策）

第15条 認定こども園にあつては、学校保健安全法第26条から第30条までの規定によるもののほか、施設設備面における安全確保や不審者情報がある場合の連絡体制等、必要な防犯上の対策を講じるものとする。

#### （虐待等の防止）

第16条 認定こども園において、入園している子どもに、虐待が疑われ、又は、認められる場合には、当該認定こども園は速やかに、市、福祉事務所、児童相談所等の関係機関に連絡又は通告するとともに、その指示に従って、必要な対応を行うものとする。

#### （保護者との連絡）

第17条 認定こども園は、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、登降園時の確認報告のほか、連絡帳の活用、保育参観、個人面談、クラス懇談会等を通じて保護者との連絡を行うものとする。

#### （苦情への対応及び外部評価等）

第18条 幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園にあつては、認可基準条例



- 第14条第1項、児童福祉条例第20条第1項及び運営基準条例第30条第1項に規定する窓口の設置その他の必要な措置として、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置するものとする（これらと同等の措置を取る場合を含む。）。
- 2 幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園にあつては、運営基準条例第30条第1項に規定する窓口の設置その他の必要な措置として、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置するものとする（これらと同等の措置を取る場合を含む。）。
  - 3 前2項に規定する苦情解決の体制については、施設内への掲示等により、利用者に周知するものとする。
  - 4 自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めるものとする。

（子育て支援事業の内容等）

第19条 認可基準条例第11条及び認定要件条例第3条第3号に規定する子育て支援事業（以下「子育て支援事業」という。）については、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）」に掲げる事業（第2条第4号を除く。）のうち少なくとも1以上の事業を実施していることとする。

- 2 子育て支援事業については、次に掲げる点に留意して実施することとする。
  - (1) 単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談や親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して、保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること。また、子育て世帯からの相談を待つだけでなく、認定こども園から地域の子育て世帯に対して働きかけるような取組も有意義であること。
  - (2) 子どもの教育又は保育に従事する者は、研修等により子育て支援に必要な能力を養成し、その専門性と資質を向上させていくとともに、地域の子育てを支援するボランティア、NPO、専門機関等と連携する等様々な地域の人材や社会資源を活かしていくこと。

（職員の知識及び技能の向上等）

第20条 認可基準条例第14条第1項において準用する児童福祉条例第8条第1項及び認定要件条例第3条第8号に規定する職員の知識及び資質の向上等について、次の各号に掲げる点に留意することとする。

- (1) 園児の教育及び保育に従事する者の資質は教育及び保育の要であり、自らその向上に努めること。
- (2) 教育及び保育の質の確保・向上を図るために日々の指導計画の作成や教材準備、研修等を行い、これらに必要な時間について、午睡の時間や休業日の活用、非常勤職員の配置等、様々な工夫を行うこと。

- (3) 認定こども園の内外での適切な研修計画を作成及び実施するとともに、当該認定こども園の内外での研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組立て等に配慮すること。
- (4) 認定こども園の長は、認定こども園としての多様な機能を一体的に発揮させる能力や地域の人材及び資源を活用していく調整能力の向上に努めること。

(幼保連携型以外の認定こども園における教育又は保育の内容等)

第21条 認定要件条例第3条第7号に規定する教育及び保育の内容については、次の各号に掲げる事項が達成されるよう指導計画、活動計画等を策定することとする。

- (1) 園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、次に掲げる点に留意しなければならない。

- ア 0歳から小学校就学前までの様々な年齢の子どもの発達の特徴を踏まえ、満3歳未満の子どもについては特に健康、安全や発達の確保を十分に図るとともに、満3歳以上の子どもについては同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫をすること。

- イ 利用時間が異なる多様な子どもがいることを踏まえ、家庭や地域、認定こども園における生活の連続性を確保するため、子どもの生活が安定するよう一日の生活のリズムを整えるよう工夫をすること。特に満3歳未満の子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫を行うこと。

- ウ 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解と予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団との関わりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学びあいが深まり広がるように子どもの教育又は保育に従事する者の関わりを工夫すること。

- エ 子どもの教育又は保育に従事する者が子どもにとって重要な環境となっていることを念頭に置き、子どもとその教育又は保育に従事する者の信頼関係を十分に築き、子どもとともによりよい教育又は保育の環境を創造すること。

- (2) 日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる点に留意しなければならない。

- ア 0歳から小学校就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解した上で、生活や遊びを通して総合的な指導を行うこと。

- イ 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の違いなどによる集団生活の経験年数の差、家庭環境等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特徴や課題に十分留意すること。特に満3歳未満の子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図るとともに、子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携及び協力を図る等十分留意すること。

- ウ 一日の生活のリズムや利用時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、子ど

もに不安や動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。

エ 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるように、環境の構成、子どもの教育又は保育に従事する者の指導等の工夫をすること。

オ 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の状態に応じた摂取法や摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮し、楽しく食べる経験や食に関する様々な体験活動等を通じて、食事をする事への興味や関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取組を行うこと。

カ 利用時間の相違により食事を摂る子どもと摂らない子どもがいることにも配慮すること。

キ 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。

ク 健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。

ケ 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等、日常的な連携を図り、職員間の連絡・協力体制を築き、家庭からの信頼を得られるようにすること。また、教育又は保育活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育ての経験の継承につながることから、これを促すとともに、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、すべての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。

(3) 次に掲げる点に留意して、小学校教育との連携を図らなければならない。

ア 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育又は保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。

イ 地域の小学校等との交流活動や合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小学校等の児童及び認定こども園と小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。

ウ すべての子どもについて指導要録の抄本又は写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。

(規程)

第22条 認定子ども園は、運営基準条例第20条に規定する運営規程のほか、当該施設及び施設の職員に適用する就業規則、給与規程、経理規程等の必要な規程類を整備するものとする。

(会計の区分経理等)

第23条 認定子ども園が会計処理を行うにあたっては、運営基準条例第33条に基づく区分経理を行い、施設ごとに独立した区分を設け、本市の会計年度と合致させた予算書を作成するものとする。

- 2 学校法人においては資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及びこれらに係る内訳表、明細書等を作成し、社会福祉法人においては収支計算書又は損益計算書、その明細書、積立金・積立資産明細書、貸借対照表を作成するものとする。
- 3 保育所型認定子ども園を設置・運営する社会福祉法人以外の法人においては、川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱（平成27年4月1日付27川市保第306号市民・こども局こども本部長専決）第19条の規定を、また、地方裁量型認定子ども園を設置・運営する法人においては川崎認定保育園事業実施要綱（平成25年3月29日付24川市保第1758号市長決裁）第15条及び第16条の規定をそれぞれ準用するものとする。
- 4 前3項に規定する財務関係書類の提出は、予算書に関しては、毎会計年度開始後3か月以内に行うものとし、その他の財務関係書類に関しては、毎会計年度終了後3か月以内に、法人全体の直近の計算書類又は財務諸表の提出と併せて行うものとする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。  
(乳児室及びほふく室に係る移行特例)
- 2 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）附則第5号の適用を受ける保育所が、当該保育所を廃止し、同一の所在場所において、当該保育所の敷地、設備等を用いて幼保連携型認定子ども園を設置し、乳児室及びほふく室を兼用する場合には、川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱（平成27年4月1日付27川市保第306号市民・こども局こども本部長専決）第4条の規定を準用するものとする。  
(遊戯室の面積に係る移行特例)
- 3 この要綱の施行日の前日において現に保育所（適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の敷地、設備等を用いて認定子ども園を設置する場合において

は、第5条第1項の規定は適用しない。